

商品説明書

(2015年12月22日現在)

1. サービス名	贈与・振込サポートサービス
2. 申込受付	当行の国内本支店窓口（インターネットバンキング等によるお申込はできません）
3. ご利用可能な方	<ul style="list-style-type: none"> ・「贈与をする方」：当行に普通預金口座をお持ちの日本国内在住の個人のお客さま ・「贈与を受ける方」：当行に普通預金口座をお持ちの「贈与をする方」の3親等以内の日本国内在住のご親族さま ・ただし、当行の「普通預金（教育資金贈与非課税口）」や「普通預金（結婚・子育て資金贈与非課税口）」の口座その他当行が別途指定した口座を「贈与を受ける方」の口座として指定することはできません。
4. サービス概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「手続依頼書」と「贈与契約書（ひな形）」のご提供 「手続依頼書」と「贈与契約書（ひな形）」（ ）をご提供いたします。なお2回目以降の贈与に使用する「手続依頼書」と「贈与契約書（ひな形）」は当行より「贈与をする方」に毎年1月にお送りします。 （ ）当行提携の弁護士事務所にて作成。本サービスでは、必ずこの書式をご利用いただく必要はありません。 ・「手続依頼書」に基づく振込の実施 「手続依頼書」により、贈与資金を「贈与をする方」の当行普通預金口座から引き落とし、「贈与を受ける方」の当行普通預金口座に入金します（「贈与をする方」おひとりにつき年1回）。 本サービスを利用した振込は店頭でのみ受付します。ATMや、インターネットバンキングなどでは受付できません。 ・贈与のご意向の確認 本サービスを申込済のお客さまのうち、毎年8月末時点で本サービスを利用した贈与のお手続きを行っていないお客さま（「贈与をする方」）へ、本サービスご利用のご意向をお尋ねする旨のご案内をお送りします。 ・「贈与実績報告書」の送付 本サービスを利用した贈与の実績に関する報告書（ ）を、「贈与をする方」、「贈与を受ける方」の双方に、振込が行われた翌年1月にお送りします。 （ ）本報告書は、本サービスを利用して行われた振込の実績を記載するものであり、「贈与をする方」と「贈与を受ける方」との間での贈与契約の成立等を証明するものではなく、また、税務申告などにご利用いただくことを目的とした書類ではありません。本サービスを利用して贈与を行わなかった場合は、本報告書は送付しません。
5. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・申込日から4年が経過する日が属する年の12月31日まで ・ただし、申込日が11月1日から12月31日までの場合は、当該申込日から5年が経過する日が属する年の12月31日まで（中途解約可能）
6. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・本サービスに係る手数料ならびに振込に係る手数料は無料です。 ・ただし、振込データ送信後の組戻し、入金口座変更等の場合は、当行所定の手数料がかかります。
7. 贈与金額	「贈与を受ける方」おひとりにつき50万円以上1万円単位（上限はございません）
8. お振込日	<ul style="list-style-type: none"> ・「手続依頼書」受付日の翌週金曜日（金曜日が銀行休業日の場合、前営業日） ・ただし、祝日等の影響で「手続依頼書」受付日の翌週の銀行営業日が3日以下の場合は、「手続依頼書」受付日の翌々週の金曜日（金曜日が銀行休業日の場合、前営業日）

<p>9 . 引き落とし・振込不能時の取扱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続依頼書に記載の金額を「贈与をする方」の指定口座から引き落とすことができなかった場合には、すみやかに通知のうえ、次回の当行所定のお振込日に、再度当該手続依頼書の記載に従い振込を行います。 ・ 再度振込を行おうとしたにもかかわらず、手続依頼書に記載の金額を「贈与をする方」の指定口座から引き落とすことができなかった場合、3回目以降の振込は行いません。 ・ 「贈与を受ける方」の指定口座が存在しない場合など、手続依頼書に基づく贈与者指定口座から引き落としを行ったにもかかわらず、「贈与を受ける方」の指定口座への振込ができない場合、「贈与をする方」は、入金口座の変更や、組戻しの手続きを行うことができます。その場合、当行所定の手数料が別途かかります。
<p>10 . 当行の契約する指定紛争解決機関</p>	<p>当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。</p> <p>《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>11 . お手続に関するご留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込は、「贈与をする方」おひとりにつき、1契約です。「贈与を受ける方」は複数の指定が可能です。 ・ 「贈与をする方」おひとりにつき年1回、1月～11月末までの期間内に贈与手続の依頼をすることができます。 ・ 贈与のお手続き完了後はお取り消しには応じられませんのでご注意ください。 ・ 事前に贈与契約が締結されていない場合や、「贈与をする方」がお手続期間内(毎年11月末日まで)に「手続依頼書」をご提出されなかった場合、当行が手続を行う前に「贈与をする方」または「贈与を受ける方」にご相続があった場合、当行が手続を実施前に引落口座に必要な残高がない場合等は、贈与手続を行えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・ ご提出書類に不備がある場合、その年の贈与手続が間に合わないことがありますので、ご注意ください。 ・ 「贈与をする方」または「贈与を受ける方」に意思能力がない場合等、贈与をする方と贈与を受ける方との間での贈与契約の有効性が問題となっても、当行は責任を負いかねますので、ご注意ください。
<p>12 . その他留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本サービスは、「贈与をする方」と「贈与を受ける方」の間における贈与契約の成立や、贈与税の暦年課税制度の基礎控除(110万円)の適用を約束するものではありません。 ・ 本サービスを利用してお振込いただいても、「贈与をする方」が「贈与を受ける方」の通帳や印鑑を管理していたり、「贈与を受ける方」が贈与の事実を知らない場合、贈与の成立が認められないおそれがあります。 ・ 例えば、「毎年100万円を10年間贈与する」ことが最初に決まっていた場合には、最初の年に1,000万円の贈与があった(定期金の贈与)とみなされ、贈与税の課税対象となる場合があります。 ・ 贈与税の年間基礎控除額である110万円を超える贈与の場合には、原則贈与税の申告が必要となります。なお「贈与をする方」からの贈与について、相続時精算課税制度を選択している場合、贈与税の年間基礎控除額(110万円)の適用はありません。 ・ 贈与金額については、相続人の方の遺留分等を考慮の上、お決めください。 ・ 「贈与を受ける方」が、「贈与をする方」と相続人または受遺者等の関係の場合、「贈与をする方」の相続開始前3年以内に「贈与をする方」から「贈与を受ける方」が受けた贈与金額は、原則として、その贈与時点の価額を相続財産の価額に加算することとされています。 ・ 当行は、本サービスを利用した贈与につき、税務上の取り扱い等について何らの保証をするものではありません。贈与税の税務上の取り扱い等については、最寄りの税務署や税理士等専門家にご相談ください。